

# 今後の監査実務のあり方について

---

# 今後の監査実務のあり方について

○これまでの監査部会等での議論を踏まえ、今後の監査実務のあり方として考えられる方向性は以下のとおり。

## 1. 内部統制に依拠した監査のあり方

### ① リスクを特定した監査

- 『標準的な事務フロー図（以下「事務フロー図」という。）』を基に、自団体においてリスクが存在する事務事業を優先的に特定
- 『各団体に共通するリスクが顕在化した事案（以下「リスク事案」という。）』を基に、自団体において同様の事案がないかどうかを確認

等の方法を活用して、監査委員は自団体のリスクを捉えることとする。

※加えて、監査結果報告において過去に指摘した事項のうち重要なリスクと考えられる事項を、自団体におけるリスクとして捉えることも考えられる。

### ② リスクに応じた監査

- 上記リスクに対して、内部統制が適切に整備・運用されていることが確認（※）できれば、監査委員監査において個々の手続におけるサンプリングの件数を減らすことにより、監査の効率化を図ることとする。

※確認の方法としては、『事務フロー図』及び『リスク事案』における「想定される各課の対応策」及び「監査手続」の内容を参考に、内部統制制度の一環として長が実施しているリスク対応策の整備状況・運用状況を確認するなどの方法が考えられる。

- 内部統制に整備上又は運用上の不備がある場合（例えば内部統制が整備されていない場合や統制活動が不十分な場合）は、その不備による影響の程度に応じてサンプリングの件数を増やして監査を行うなどの方法により、監査の重点化を図ることとする。

# 今後の監査実務のあり方について

## 2. 内部統制評価報告書の審査のあり方

- 『内部統制ガイドライン』においては、「監査委員による内部統制評価報告書の審査は、監査委員が確認した資料やその他の監査等によって得られた知見に基づいて行うこと」としている。
- 内部統制に依拠した監査を行うことにより、内部統制評価報告書の審査時点において、既に内部統制の整備・運用状況について十分な知見を得ていることから、内部統制評価報告書の審査も効率的・効果的に行うことができるものと考えられる。

## 3. その他（内部統制体制が整備されていない団体の監査のあり方）

- 監査委員側において、自団体においてリスクが存在する事務事業を優先的に監査の対象とすることは、内部統制体制が整備されている団体の場合と同様の対応となる。
- しかし、内部統制体制が整備されていないため、その代わりに監査委員が、想定されるリスクを基にした「しかるべき事前の対策が講じられていること」を確認する必要がある。  
〔このことを監査委員が確認することができるのであれば、監査等の手続において個々のサンプリングの件数を減らしていくことが可能となるものと考えられる。〕
- また、「しかるべき事前の対策が講じられている」かどうかを確認する手段として、『事務フロー図』及び『リスク事案』における「想定される各課の対応策」及び「監査手続」の内容を参考に確認することが考えられる。

※ このように「しかるべき事前の対策が講じられていること」を監査委員が確認することを通じて、長部局に対して内部統制体制の整備を促していくこととする。

# 今後の監査実務のあり方（見取り図）

	内部統制体制 の整備状況	リスクを特定 (監査委員側)	リスクに応じた監査		内部統制評価報告書 の審査
			内部統制の整備・ 運用状況の確認	個々の事務事業ごと の対策を確認	
<b>都道府県 指定都市</b> <small>※内部統制体制 の整備を義務 付け</small>	○	○	○	△  ※内部統制体制により カバーされていない 場合等	○
<b>指定都市 以外の市 町村</b> <small>※内部統制体制 の整備は努力 義務</small>	○	○	○	△  ※内部統制体制により カバーされていない 場合等	○
	—	○	—	○	—